

軽自動車税の減免について

4月1日時点において、一定の要件を満たす場合、減免を受けることができます。詳しい要件などは下記までお問い合わせください。

【対象となる軽自動車】

- ① 障がいのある方が所有、運転する車両
- ② 障がいのある方が所有し、障がいのある方が生計を営んでいる方が障がいのある方のために運転する車両
- ③ 障がいのある方が生計を営んでいる方が所有し、障がいのある方が生計を営んでいる方のために運転する車両

障がいの区分		障がいの程度
視覚障害		1級～4級
聴覚障害		2級・3級
平衡機能障害		3級・5級
音声機能障害		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限りです。）
上肢不自由		1級～3級
下肢不自由		1級～6級
体幹不自由		1級～3級・5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級～3級
	移動機能	1級～6級
心臓機能障害		1級・3級～4級
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう・直腸機能障害		
小腸機能障害		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～4級
肝臓機能障害		

としている方が所有し、障がいのある方が運転する車両、または障がいのある方のために運転する車両

④ 構造が障がいのある方の利用に供するための車両

⑤ 公益のため直接専用するものと認められる車両

※障がい者1人につき減免可能な車両は、普通自動車、軽自動車を含め1台のみです。

【対象となる障がい者】

- ① 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ② 身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの区分が左記の項目に該当する方

③ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で一定の範囲の障がい有する方

【初回申請に必要なもの】

- ・ 減免申請書
- ・ 軽自動車税納税通知書
- ・ 自動車検査証（車検証）
- ・ 運転免許証（減免対象車両を運転する方のもの）
- ・ 身体障害者手帳等（自身が交付を受けているすべての手帳）
- ・ 通院、通学、通所等証明書（上記対象となる軽自動車②③に該当する場合）

※上記対象となる軽自動車④、⑤に該当する場合は必要となる書類が異なりますので、お問い合わせください。

で、お問い合わせください。

【前年度減免を受けている方】

現況届出書を送付しますの
で、必要事項を記入のうえ、返送してください。

※上記対象となる軽自動車⑤に該当する車両を除く。

【申請期間】

納税通知書が手元に届いてから納期限（6月1日）までに申請をしてください。

※納期限後の申請は受付できません。

【申請先】

- ・ 財務課資産税係
- ・ 熊石総合支所地域振興課
- ・ 落部支所

【問い合わせ先】

財務課資産税係

☎0137-62-2114

電子納付できる税目が拡大されます

令和8年4月から、軽自動車税と固定資産税に加えて、新たに町道民税（普通徴収）と国民健康保険税が地方税共通納税システムで納付ができます。

今後、発行される納付書に「eLマーク」「eL-QR」が印字されますので、「地方税お支払サイト」を利用したクレ

ジットカード、インターネットバンキングでの納付や、スマートフォン決済アプリなどを利用した納付ができます。詳細は、左記二次元コードをご確認ください。



eLマーク



地方税お支払
サイト

【問い合わせ先】

財務課納税係

☎0137-62-2114

司法書士法人・行政書士
やまびこ事務所

●登記 ●相続・遺言 ●後見 ●許認可 ●債務整理など

お気軽にご相談ください

0137-63-2917

司法書士・行政書士 青沼千鶴 [行政相談委員]
八雲町本町87番地2F(ふたばさん2階)

（広告）